

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会 議 の 名 称	第 5 回 芦屋市住生活基本計画策定委員会
日 時	令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
場 所	東館 3 階災害対策本部オペレーションルーム（大会議室）
出 席 者	委員長 藤本 幹也 副 委 員 長 伊丹 康二 委 員 坂本 知仁（代理出席 岡田 寛慈） 渡部 健一 西田 俊一 増岡 久美子 島津 久夫
事 務 局	都市政策部 都市戦略室 建築住宅課 課長 尾高 尚純 係長 瀧砂 陸人 中村 聡太 職員 高江 俊行
会 議 の 公 開	■ 公開
傍 聴 者	1 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

1 開会

2 議事

（1）第 4 回 委員会の振り返り

（2）芦屋市住生活基本計画への市民意見募集結果

3 その他

（1）これまでを振り返った皆様の感想 等

4 閉会

2 提出資料

（1）芦屋市住生活基本計画策定委員会 次第

（2）【資料 1】第 4 回芦屋市住生活基本計画策定委員会の振り返りと主な意見等

（3）【資料 2】芦屋市住生活基本計画への市民意見募集結果

（4）【参考】芦屋市住生活基本計画（原案）本編

（5）【参考】芦屋市住生活基本計画（原案）概要版

3 審議内容

（事務局 尾高）

時間になりましたので、ただ今から第 5 回芦屋市住生活基本計画策定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。司会を務めます建築住宅課長の尾高でございます。よろしくお願いいたします。なお、本日は、兵庫県住宅供給公社から坂本委員の代わりに、岡田委員代理にご出席いただいています。では、ここからの議事の進行について、藤本委員長にお願いしたいと思います。

（藤本 委員長）

はじめに、本委員会の成立状況について、事務局より報告をお願いいたします。

（事務局 瀧砂）

本委員会の成立状況についてお伝えいたします。本日は、現時点で 8 人中 7 名の委員の方がご出席で

ございます。委員の過半数のご出席をいただいておりますので、芦屋市住生活基本計画策定委員会設置要綱に基づきまして会議が成立していることをご報告いたします。また、前回と同様、この委員会につきましては、芦屋市の附属機関となっておりますので、芦屋市情報公開条例に基づきまして原則公開となっております。本日の発言内容や発言者のお名前等につきましては、議事録として市のホームページ等で公開されることになりますので、あらかじめご了承お願いいたします。また、本日、本委員会の傍聴希望者の方が1名おられますが委員長いかがいたしましょうか。

(藤本 委員長)

ご入室いただいて結構です。傍聴席へご案内ください。

(事務局 濱砂)

それでは、希望者の方を傍聴席に案内いたします。最後に、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料としては、「本日の次第」、「第4回 芦屋市住生活基本計画策定委員会の振り返りと主な意見等」、「芦屋市住生活基本計画への市民意見募集結果」、「芦屋市住生活基本計画の原案及び概要版」、「委員名簿」、以上となります。過不足等ございましたら事務局へお申し付けください。事務局からは、以上です。

(藤本 委員長)

ありがとうございます。それでは、次第の順に従って最初の議題である第4回委員会の振り返りに進みたいと思います。事務局より資料の説明をお願いいたします。

(事務局 高江)

それでは、最初の議題である第4回委員会の振り返りについて、ご説明します。資料1「第4回 芦屋市住生活基本計画策定委員会の振り返りと主な意見等」をご覧ください。

議事1では、第3回委員会の振り返りを行いました。

議事2では、「住生活基本計画（素案）」としてこれまでの策定委員会をもとに作成した住生活基本計画の素案をご説明しました。なお「素案」と今回参考資料としてお配りしている「原案」の違いについて補足させていただきますと、「素案」を第4回委員会後に一部修正したものが「原案」であり、市民意見募集の際には原案を使用しています。

P57、今回参考資料としてお配りした原案ではP56「第9章 計画の実現に向けて」の成果指標について、「意見交換会の回数」「セミナー参加人数」では目標が低い、数値目標の達成が目的になってしまう可能性がある等のご意見をいただきましたので、原案では代わりに「4.住んでいる地域が住みよいと思う割合」「6.若者や子育て世帯が安心して暮らせる住まいづくりの促進の満足割合」「9.高齢者等の要配慮者の居住安定確保の満足割合」といったアンケートに基づいた成果指標を追加する形で修正しております。

「第5章 重点施策」と「第4章 施策展開」の対応関係をわかりやすくした方がよいというご意見については、第2回委員会でお示しした骨子案をベースにした概要版を作成し、見ていただけるようにしております。

「第4章 施策展開」内の取組の方向性の文言が基本方針と対応していない箇所があるのご意見、具体的な個所としては、P18の基本目標1-基本方針3「多様な選択が可能な住まいづくりの推進」、

P21、今回参考資料としてお配りした原案ではP20の基本目標1-基本方針6「マンションの管理状況の把握と管理組合の自律的な適正管理への支援」、P22、今回参考資料としてお配りした原案ではP21の基本目標2-基本方針1「みどり豊かな美しい住環境の保全・育成を図るための都市景観の形成」については、いずれも対応する形で修正しております。なお、第4回委員会でいただいたご意見の他に

も原案作成時に修正している箇所はございますが、文言等の修正ですので、説明は割愛させていただきます。

以上が、第4回委員会の振り返りの説明となりますが、ご質問やご意見等がある場合は、お知らせをお願いいたします。

(藤本 委員長)

ありがとうございます。只今のご説明に対して、ご意見やご質問はございましたらお願いいたします。

<委員一同、発言なし>

(藤本 委員長)

委員のご意見を漏れなく反映していただいていると思います。それでは、次の議事に移りたいと思います。芦屋市住生活基本計画への市民意見募集結果について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 濱砂)

では、議事2「芦屋市住生活基本計画への市民意見募集結果」についてご説明します。それでは、資料「芦屋市住生活基本計画への市民意見募集結果」をご覧ください。今回の計画に関する市民意見募集は、1の募集期間に記載のとおり令和6年12月16日から令和7年1月24日にかけて実施しました。意見の提出方法としては、市ホームページからの提出、郵送、ファックス、窓口への持参の4つの方法があります。今回の市民意見募集の結果は、計4人から合計21件の意見の提出がありました。

これらのご意見の取り扱いとして、2の意見の要旨及び市の考え方の記載のとおり、芦屋市では、4つの取扱区分を使ってお答えしています。取扱区分Aは、提出された意見を受けて、計画の記載内容を修正する際に使用する区分です。取扱区分Bは、提出された意見を踏まえて、今回の計画に記載の取組みを推進するという答えの際に用いる区分です。取扱区分Cは、提出された意見については、既に今回の計画の中ですでに記載されている際に用いる区分です。最後の取扱区分Dは、提出された意見に対して、計画の記載内容の変更を行わない場合に用いる指標となります。AからDの使い分けのイメージとしましては、大まかに申しあげますと、Aはいただいた意見を受けて計画の記載内容を変更する場合に使用します。Bは、いただいた意見に基づいて計画の記載内容を変更することはないものの、その意見をくみ取って取組みを進める場合に使用します。Cは、ご意見の内容が、すでに計画の中に記載されていたり、その趣旨を踏まえてすでに計画に記載されたりしていて、そのことを説明する場合に使います。Dは、意見の中で、計画の記載内容の変更を求められている場合に、計画の変更を行わない場合に使用する指標です。

それでは、今回提出されたご意見と、それに対する市の考え方と取扱区分について、ご説明します。適宜、原案の該当箇所やページ数をご覧くださいと思います。

まず、ナンバー1をご覧ください。このご意見は、現行の住宅マスタープランの評価を問うご意見として、市の回答としては、「芦屋市住宅マスタープラン」の基本理念である「住むことに誇りを持てる上質なまち」「ライフステージやライフスタイルに合った魅力と活力あるまち」「心豊かに安全で安心して暮らせるまち」に沿った施策を進めることで、本市の住宅都市としての発展に寄与したと考えています。とし、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー2のご意見ですが、こちらは、阪神淡路大震災に関するご意見を述べられたうえで、憲法から福祉の原点として、家を捉えるべきだという内容でした。市の回答としては、阪神・淡路大震災

に関しては、P.5「1. 本市の成り立ち」に記載しております。なお、阪神・淡路大震災に係る詳細の記録については「阪神・淡路大震災 芦屋の記録」等でまとめ、ホームページで公表しております。また、本計画の上位計画である「住生活基本計画（全国計画）」や「兵庫県住生活基本計画」は、住生活基本法を根拠としていますが、同法第1条では、生活の安定向上と社会福祉の増進が、目的として定められています。したがって、本計画はご意見にあるような考え方を踏まえ、策定しているものです。とし、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー3のご意見をご覧ください。こちらのご意見については、住生活基本計画の在り方に関するご質問でした。市の回答としては、住生活基本法においては、国は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（全国計画）を定めること、都道府県は、全国計画に即して区域内の同内容についての基本的な計画（兵庫県住生活基本計画）を定めるものとしております。市は、これらの計画と市の総合計画を上位計画として、本市に必要な独自の施策を加え、本計画を策定しているところです。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー4のご意見ですが、こちらは、住生活基本計画以外の計画の名称に関する質問で、市の回答としては、第5次芦屋市総合計画と第2期芦屋市創生総合戦略はそれぞれ根拠法等が異なるため、計画の性格が違いますが双方の整合性を確保し、実効性のある計画とするため、一体的に策定しています。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー5のご意見ですが、こちらは兵庫県企業庁による芦屋浜の埋立て工事に関する内容で、市の回答としては、芦屋浜については、既に平成5年から平成14年にかけて県が芦屋浜護岸改良工事において、消波ブロックを撤去し、護岸にスロープ・階段を設け、外周を散策路とする親水性護岸を整備しています。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー6のご意見ですが、こちらは、芦屋国際文化住宅都市という名称に疑問を投げかける内容で、市の回答としては、本市は、芦屋国際文化住宅都市建設法に基づき、戦前の優れた文化住宅都市の理念を継承して復興を目指し、その後も独自のまちづくりを進めてきたところであり、その理念は現在も大切にしています。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー7のご意見ですが、こちらは、芦屋市のマンション建設が始まった時代に関する内容で、市の回答としては、計画案に記載のとおり、当時は全国的なマンションブームの流れの中で、本市に住みたいという市内外の需要を受けて、事業者が多くの分譲マンションを供給したことで、人口増にもつながったこと、一方で、本市特有の厳しい規制等の導入により、より洗練された良質な住宅がストックされるに至ったという側面もあると考えています。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー8のご意見をご覧ください。このご意見は、景観に関する市の取組みに疑問を投げかける内容で、市の回答としては、P.4・P.5「1. 本市の成り立ち」に記載のとおり、本市が明治22年以降、住宅都市として発展していったのは、本市が持つ、みどり豊かな美しい住環境を人々が求めて移り住み、先人の方々がそれを守り、育成してきたという経過があると考えております。したがって、本市にとって「みどりと景観」の施策は、まちづくりの根幹であって、大切な施策であると考えています。なお、「芦屋市すまいのアンケート調査」の結果においても、「豊かな自然環境や美しい景観のまちなみ」に対する満足度が高く、本市を選んでいただく一助となっているものと考えています。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー9のご意見ですが、こちらは、高齢者をどうとらえるかという内容で、市の回答として

は、ご意見の内容については、P.28の【基本目標3】こどもから高齢者まで安心で安全なくらしづくりの各取組の中で進めてまいります。とし、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー10のご意見ですが、こちらは、就職氷河期世代に生まれた人たちへの支援が必要であるとの内容で、市の回答としては、ご意見の内容については、P.18「基本方針3 多様な選択が可能な住まいづくりの推進」の各取組の中で進めてまいります。とし、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー11のご意見をご覧ください。このご意見は、長期優良住宅の普及に疑問を投げかけたうえで、芦屋市の地価を抑えるための取組みを求める内容で、市の回答としては、長期優良住宅等の優良な住宅ストックが増えることは、本市にとって望ましいことと考えています。なお、長期優良住宅認定取得率と地価との因果関係は不明であり、地価に関しては様々なご意見があることから、抑制策については考えておりません。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー12のご意見ですが、こちらは、マンションにお住まいの方に対するソフト面の支援の実施を求める内容で、市の回答としては、マンション管理状況届出制度を開始したことで、管理組合によるマンションの自律的かつ適正な管理に対する意識が高まり、居住者間での議論等が活発になることを期待しているところですが、必要に応じてマンション管理士等の専門家の支援を受けながら、マンション内の様々な課題を解決していただきたいと考えています。とし、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー13のご意見ですが、こちらは、山手の住宅のバリアフリー化に関するご意見で、市の回答としては、ご意見の内容については、P.18「基本方針3 多様な選択が可能な住まいづくりの推進」の各取組の中で進めてまいります。とし、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー14のご意見ですが、こちらは、芦屋川や宮川の景観に関するご意見で、市の回答としては、ご意見ありがとうございます。宮川も含め、豊かな自然環境を今後も大切にしていきたいと考えています。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー15のご意見をご覧ください。このご意見は、芦屋の豊かな自然環境に疑問を投げかける内容で、市の回答としては、ご意見ありがとうございます。「芦屋市すまいのアンケート調査」の結果においても、「豊かな自然環境や美しい景観のまちなみ」に対する満足度が高く、本市を選んでいただく一助となっているものと考えています。とし、取扱区分は、Dとしています。

次にナンバー16のご意見ですが、こちらは、人権と福祉的な観点から住まいを捉えるべきであるという内容です。市の回答としては、本計画の上位計画である「住生活基本計画（全国計画）」や「兵庫県住生活基本計画」は、住生活基本法を根拠としています。同法第1条では、生活の安定向上と社会福祉の増進が、目的として定められています。したがって、本計画はご意見にあるような考え方を踏まえて策定していることに加え、【基本目標3】こどもから高齢者まで安全で安心な暮らしづくりの各施策の中でも取り組んでまいります。と、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー17のご意見をご覧ください。こちらのご意見については、芦屋浜シーサイドタウンの歴史や現状について、自身の認識を述べている内容で、市の回答としては、芦屋浜・高層住宅については、P.25「基本方針6 ニュータウン再生への課題認識の共有と支援」の中で、まちの現状や課題など意見交換、情報交換を進めていきます。として、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー18のご意見をご覧ください。このご意見は、諸外国の事例を紹介したうえで、これから急速に増えていく一人暮らしの高齢者の住宅問題を計画に記載してほしいという内容でした。市の回答としては、高齢者の孤立を解消する住宅施策につきましては、「芦屋すこやか長寿プラン 21」に基づ

き、高齢者サービスと連携した住まい（施設）のあり方について、シルバーハウジング事業者などと協議を進めており、引続き高齢者サービスと連携した住まいの整備を推進します。また、高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対しては、有料老人ホームやシルバーハウジング、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などについての情報の提供を引き続き行ってまいります。として、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー19のご意見ですが、こちらは、住宅の耐震化の推進と助成制度の周知を求める内容でした。市の回答としては、簡易耐震診断の無料化を含む住宅耐震化促進事業について、市広報誌、SNS、市民課窓口での電子公告等を活用し周知に努めています。今後も引き続き耐震化の促進に取り組んでまいります。とし、取扱区分は、Cとしています。

次にナンバー20のご意見ですが、こちらは、管理適正化推進計画に関するご意見で、具体的には、マンション管理組合の運営方法や今後の課題についてご意見を述べられたうえで、マンション管理組合運営の支援を求める内容でした。市の回答としては、分譲マンションについては、マンション管理状況の届出等に基づいて、現状の管理状況の把握・分析に努め、必要な施策を検討してまいります。とし、取扱区分は、Cとしています。

最後にナンバー21のご意見をご覧ください。こちらのご意見は、低廉な家賃の住宅に関するご意見で、具体的には、今後を見据えた公営住宅の増設や公的な家賃補助制度の導入を求める内容でした。市の回答としては、20年後の低家賃の住宅ストック量は、需要に対し供給量が上回る見込みであるものの、その時点の民間住宅の空き室状況等が不確かであることから、当面は現状の市営住宅等の戸数を維持することとしています。今後の計画見直しにおける市営住宅等の供給戸数は、官民の全体ストック量の中で、適切な戸数を判断する必要がありますので、公的な家賃補助制度等の諸制度とあわせて、総合的な見地に立って、必要な施策を検討してまいります。とし、取扱区分は、Dとしています。

以上が、今回の市民意見募集で提出されたご意見と市の考え方の説明です。これまでの説明の中で、市の回答案に対する質問やご意見等がありましたら、お知らせいただければと思います。長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

（藤本 委員長）

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（増岡 委員）

市民意見募集の結果、4名の方から21件のご意見をいただいているとのことですが、従来の市民意見募集の実績と比較して、件数は多いのか少ないのか教えていただけますでしょうか。また、お答えいただける範囲で結構ですので、4名の方の年齢やお住まいの地域などの属性について教えていただけますでしょうか。ご意見の内容を見ると、長い間芦屋市にお住まいの方が多く、若い方のご意見はあまり含まれていないように見受けられました。

（事務局 濱砂）

ご意見ありがとうございます。件数については、計画の内容や性質により、バラつきがあると思います。意見がわずかしき提出されない場合や全く無い場合もあることを踏まえると、市民の皆様が一定程度ご関心を持っていただいていると認識しています。意見をいただいた方の属性については、詳細までは把握出来ておりませんが、働き世代の女性の方が1名とその他3名は男性からご意見をいただいています。

(伊丹 副委員長)

今回の市民意見募集の結果は公表されるのでしょうか。提出された意見の取り扱いとしてAからDの4つの取り扱いを挙げられている中で、今回は全てCとDの取り扱いになっていますが、例えば10番や18番のように意見を踏まえて取り組みをより推進したいという位置付けなのであれば、CではなくBでも良いのではないかと思います。

(事務局 尾高)

市民意見募集の取り扱いとしてA～Dの4つの区分で回答するというのが本市の取り決めとなっていますが、BとCについては毎回判断が分かれる部分でもあります。ご指摘の通り、10番や18番については、取り扱いをBとしておかしくないと思いますので、区分を見直したいと思います。

(伊丹 副委員長)

今の取り扱いでも間違いではないと思いますので、一意見として参考にしていただければと思います。市民意見募集は、計画書について原案のままでよいかを市民に是非を問うものではなく、より良い計画の策定に向けて市民の皆様から意見をいただきたい、という位置づけで実施するものだと思いますので、前述の意見についてはBの取り扱いでもよいのではないかと思います。

(藤本 委員長)

ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。

(島津 委員)

細かい点にはなりますが、表のまとめ方について、「該当箇所」の列には章番号を入れるか、もしくは「該当箇所」の列を無くした上で、章ごとに意見を取りまとめるという形が良いと思います。あと、8番の意見について、市の考え方の部分で「明治22年以降」と記載されていますが、計画書本編に合わせて「明治時代末以降」という記載に改めた方が、精道村から今日の芦屋市の成り立ちを表現する上で正確かと思います。

(増岡 委員)

かなり急ぎで取りまとめられたように見受けられる部分があります。意見を提出されたご本人が間違えられているのかもしれませんが、いくつか言葉の間違いや誤字脱字が見られますので、公開までに修正された方がよいと思います。

(事務局 濱砂)

市民意見募集で提出されたご意見については、原則、提出された原文のまま公開することとなっており、今回の資料も原文のまま記載しておりますが、公開までに今一度確認したいと思います。

(藤本 委員長)

ありがとうございます。市民意見募集の結果については、今回の会議資料と同じものをそのまま公開されるという認識でよいでしょうか。

(事務局 濱砂)

とりまとめの方法など、今回委員の皆様からいただいたご意見を反映させた上で、公開させていただきたいと考えています。

(藤本 委員長)

ありがとうございます。その他、ご意見はございませんでしょうか。無いようであれば、今回の議事は以上となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局 尾高)

今回が最後の策定委員会になりますので、委員の皆様からお一人ずつ、今回の計画策定におけるご感想やご意見をいただきたいと思います。名簿の順番にお話いただいてよろしいでしょうか。

(伊丹 副委員長)

芦屋市の委員会に初めて参加するということもあり、芦屋市の施策については詳しくなかったのですが、今回の委員会を通して特に住宅政策について多く学ばせていただきました。9章で計画の実現に向けての成果指標を設定されていますが、計画書の策定において目標の設定は重要であると思います。前回の委員会でも申し上げましたが、この1～10の指標のみにとらわれると、目先の目標値を達成することに終始するということに陥る可能性がありますので、あくまで一つのものの見方として指標を活用していただいて、常に今何をすべきかを考えていただけたらと思います。あと57ページにあるように、計画の実現は行政だけでなく市民も一体となって取り組む必要があると思いますので、大学の方で何か出来ることがあれば、是非お声がけいただきたいと思います。

(岡田 委員代理)

本日は代理で出席させていただいておりますが、計画の策定にあたって市民の皆様からのご意見を拝見することができ、住宅を供給する立場として非常に参考になりました。今回挙がったご意見が市民全ての意見ではないとは思いますが、このようなお声をしっかりと受け止めて今後の業務に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

(渡部 委員)

委員会に参加させていただいている中で、マンションの管理組合へのアンケートを実施されていると伺いました。今後、多くのマンションの老朽化が見込まれるという非常に大きな課題を抱える中で、このアンケートの結果は住宅市場にも大きな影響があると思います。今後アンケート結果の取りまとめや、その評価を市の方で今後進められると思いますが、私どもも有効活用したいと考えていますので、策定委員会は一旦ここで終わりとなりますが、引き続き情報共有をよろしくお願いいたします。

(西田 委員)

この策定委員会を通して様々なご意見を聞かせていただき、ありがとうございました。今回マンション管理適正化推進計画を策定していただきまして、その中で具体的な施策や取り組み内容について示されていますので、是非推し進めていただきたいと思います。今年はマンションに関連する法案が改正されると聞いています。市の方におかれましても、色々とご対応が大変になるかと思いますが、是非ご協力いただきたいと思います。

(増岡 委員)

この策定委員会の参加を申し込んだ時は、少子高齢化問題に関する仕事に携わっており、元気な高齢者がよりいきいきと働けるような取り組みや企画の立案に関わっていましたが、委員会に参加するころには大阪・関西万博関連の仕事に出向することになりました。万博の運営にも芦屋市の方をはじめ、多くの自治体の方が関わっておられまして、成功に向けて日々取り組んでいるところでございます。

このような状況の中で今回の委員会に出席させていただいて、非常に多く学ばせていただきました。自分自身が住んでいる地域についてのお話をさせていただく機会もあり、シーサイドタウンの展望についても色々とお話しいただきました。シーサイドタウンは一つの屋根の下で全員家族のような感覚で、自分たちの住まいを守ろうという意識を持っています。シーサイドタウンの今後についても、住んでいる私たちから色々アイデアを出して実現していきたいと考えています。近々、大手ゼネコンの方と意見交換をする機会もございますので、今後の関西の展望についても情報交換出来ればと思っております。大阪・関西万博が成功すれば、また関西の景気も良くなると思いますし、そういったタイミングで、芦屋市は住宅地として誰もが知っている地域のブランドがありますので、私自身も世界に向けて発信していきたいと思っております。

(島津 委員)

昨年の6月から半年間にわたって、かなりタイトなスケジュールにはなりましたが、お忙しい中、委員の皆様にご参加いただき、また活発にご議論いただき、ありがとうございました。計画の中でも触れているとおり、本市は過去に戦災と震災の2つの節目がありました。計画を作るにあたって、本市の歴史を紐解きましたが、このような困難を経験しながらも先人の方々が芦屋市の美しい住環境を保ってこられたことについて、改めて感心させられたところです。現在は、コロナ禍を経て世の中の価値観が大きく変化し、人口減少も進んでいる状況であり、本市にとって3回目の節目を迎えているのではないかと考えております。そうした中で、都市政策部では大きく3つの取組を進めています。1つは、都市構造の見直しという観点で、立地適正化計画の策定を進めています。もう1つは、「みどり豊かな美しい住宅都市芦屋」を如何に未来に継承していくのか、3つ目が、この住生活基本計画の策定ということになります。住宅マスタープランの見直し時期は、昨年度の予定でしたが、この節目の時期には、マンション、空き家、市営住宅に関する各計画も統合した総合的な計画を策定すべきではないかという考えで、1年延期して本計画の策定に取り組みました。策定委員会のメンバー選定についても、マンションの専門家や不動産業に携わられる方などにもご参加いただいて、専門的な知見から様々なご意見をいただいたことで、充実した内容の素案を策定することができました。

また、計画書の表紙のデザインは、計画書の4ページにあります国際文化住宅都市建設法についての住民投票の資料をオマージュして作ったもので、国際文化住宅都市として戦災後の住環境を守ってこられた先人の方々に対して敬意を表し、それを継承していこうという思いを込めています。また、裏用紙については、国際文化住宅都市建設法の策定時に作成した観光計画俯瞰図を載せております。

事務局からも改めて説明があるかと思いますが、最終的には、完成した冊子を皆様に郵送させていただきたいと思っておりますので、お手元においていただければ幸いです。

(藤本 委員長)

選りすぐりのメンバーで委員会を構成していただき、少しでもお役に立てたらということで委員長を務めさせていただきました。今回の委員会は、専門家の意見と市民からの意見が両方議論され、それぞれの貴重な意見が計画書に反映されていると思います。本日はご欠席されていますが、民生委員の藤田委員から公共交通機関の見直しについてご意見をいただくなど、特にハード面についてだけでなく、市民の生活の不可欠な部分についての議論が重ねられたことが良かったと思います。また、西田委員や渡部委員もお話されていましたが、マンションのストックについて適正に管理していくことが重要であると思います。今年度始まった施策もあり、まだまだ道半ばではあると思いますが、良質な住宅ストックを今後も維持していただきたいと思います。

事務局におかれましても、非常にスピード感を持って毎回資料を作成いただき、課長を始め職員の皆様が汗をかいておられるということを非常に感じました。この度は貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

(事務局 尾高)

委員の皆様、活発なご協議ありがとうございました。今回の委員会をもちまして、芦屋市住生活基本計画策定委員会は最後となります。お忙しいところ、委員会に何度もご出席賜りまして、ありがとうございました。また、本委員会の中では、たくさんの貴重なご意見をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。皆様にいただいたご意見等も踏まえながら、住宅施策を進めてまいります。

なお、今後のスケジュールについてですが、庁内の会議である推進本部幹事会と推進本部会議を経

て、2月18日に芦屋市議会で報告し、計画の策定完了となります。製本した計画冊子につきましては、4月以降に郵送で皆様のお手元にお届けできるかと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局からは、以上です。

(藤本 委員長)

事務局からもありましたように、本委員会が最後の委員会となります。委員会の皆様、スムーズな議事進行や活発なご協議に、これまでご協力いただきありがとうございました。それでは、本日の議事を終了いたします。

閉会